

令和4年2月1日 改訂

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり



この生活保護のしおりは、生活保護の制度についておおまかに説明をしたものです。

詳しいことや分からないことがあれば、お気軽にご相談ください。

たましふくしじむしょ
多摩市福祉事務所

たましやくしょ せいかつふくしか
(多摩市役所 生活福祉課)

たましせきど
多摩市関戸6-12-1

でんわ
電話 042-338-6869

も く じ

- P. 1…生活保護^{せいかつほご}について
- P. 2…生活保護^{せいかつほご}のしくみ
- P. 4…生活保護^{せいかつほご}を利用^{りよう}するには
- P. 7…生活保護^{せいかつほご}の種類^{しゅるい}
- P. 8…生活保護^{せいかつほご}を受け^うる方の権利^{かたけんり}と義務^{ぎむ}
- P. 10…医療機関^{いりょうきかん}を受診^{じゆしん}するとき
- P. 11…保護費^{ほごひ}の返還^{へんかん}と徴収^{ちようしゆう}について
- P. 12…調査^{ちようさ}にあたって提示^{ていじ}をお願い^{ねが}する書類^{しよるい}
- P. 13～14…生活保護法^{せいかつほごほう}（抜粋^{ぼつすい}）

生活保護について

○生活保護とは

日本国憲法第25条に規定する生存権の理念に基づき、国が決められている「最低生活費」を下回る世帯に対して、その困窮の程度に応じて、経済的に足りないところを補い、最低生活を保障するとともに、自分の力やさまざまな制度を活用することで、その自立を援助することを目的とした制度です。

※ 暴力団員は、生活保護を受けることができません。

構成員であることが疑われる方に対しては警察へ照会を行います。

- 一生懸命働いても収入が少なくて生活ができない
- 年金だけでは生活ができない
- 病気で働けず生活に困っている

こんな時は、生活保護の利用ができるかご相談ください。



生活保護のしくみ

生活保護を利用する世帯の人数、年齢、障がいの程度、家賃額（上限あり）などにより国が最低生活費を定めています。その基準と世帯の収入や資産などを比較してどのくらい足りない部分があるのかを審査します。最低生活費に対し、世帯収入が不足する部分を生活保護費で補います。

下の図の収入部分が最低生活費を超える場合は、生活保護の利用はできません。

<例>

最低生活費（世帯の人数や年齢などによって決定されます）	
収入（就労収入、年金、手当、仕送りなど）	足りない生活費

生活保護費として支給

○生活保護は世帯全員が対象です

生活保護は、原則世帯全体で保護が必要かどうかを判断します。そのため、世帯の一部の方のみで生活保護を受けることは基本的にできません。世帯とは、一つの屋根の下に一緒に居住していることや、生計を共にしている状態のことをいいます。

※血縁・婚姻関係になくても、世帯と認定されることがあります。



○生活保護の要件等

生活保護の制度は、利用できる資産・能力、その他あらゆるものを生活のために活用していただくことを要件としています。そのため、収入や資産については正しい届出をすることが法律上義務付けられています。（条文はP. 13～14参照）

下記は生活保護制度に優先する、保護の補足性の原理（法第4条）を説明した資産・能力・他の法律や制度の例です

資産の活用

預貯金、土地・家屋などの不動産、株、貯蓄性の高い生命保険、自動車など売却可能な資産がある場合は、売却して最低生活費に充てていただくことがあります。

*一部保有を認める場合があります



能力の活用

世帯の中に働くことが可能な人がいる場合は、その能力に応じて働く必要があります。



ほかの制度の利用

各種年金や、雇用保険、健康保険、各種福祉手当など、ほかの社会保障制度などで給付を受けることが出来る場合は、それらを優先して活用し、生活費に充てる必要があります。



扶養義務者の扶養

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のあるかたから援助を受けることができる場合は援助を受けてください。（援助可能な親族がいることで生活保護が受けられないということではありません。）また、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合は、親族への照会を見合わせることもあります。事前にご相談ください。

生活保護を利用するには

○本人の意思による申請が原則

生活保護を利用するには、本人の意思で申請することが原則です。それが困難な場合は、扶養義務者が手続することも可能です。なお、どなたも来所が出来ない場合はまずはお電話でご相談ください。

○生活保護利用の流れ

生活保護は以下の流れで利用が開始されます。次ページの項目別詳細も併せてご覧ください。

1. 相談

- ・多摩市役所の生活福祉課の窓口で、生活保護の相談をします

2. 申請

- ・生活保護を受けるための書類等一式を提出します

3. 調査・審査

- ・申請後、福祉事務所の担当者が訪問調査した後、保護が受けられるかどうか審査します

4. 結果通知

- ・調査と審査が終わると、結果を通知します

5. 受給開始

- ・生活保護を受けられることが決定したら、保護費の支給をします

6. 開始後のフォロー

- ・福祉事務所の担当者による定期訪問調査や、自立に向けた助言や指導などが行われます（不明点は担当のケースワーカーに遠慮なく相談してください）

1. 相談

生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら、
多摩市福祉事務所（多摩市役所生活福祉課）にご相談ください。

相談時には、生活状況や資産状況、家庭の状況などを確認

します。相談の中で、生活保護の制度について説明を聞き、生活保護の
利用が必要な場合は、申請をして下さい。



※プライバシーを守るため、面接室を確保する必要から事前の予約をお願いしています。

2. 申請

生活保護の申請は、多摩市役所にある申請書類に記入し、
提出してください。また、申請に伴い、調査に必要な書類や
資産状況を確認できる資料なども提出していただく場合が
あります。

申請するときは認印もお持ちください。

※参考 P. 12 『調査にあたって提出をお願いする書類』



3. 調査・審査

保護の申請を出した後、世帯の生活状況・資産状況などについて具体的に知る
ために、地区担当員（ケースワーカー）が家庭訪問をします。

地区担当員（ケースワーカー）は、保護を決めるための
必要なことからをお聞きしますので、ご協力ください。

※あなたのプライバシーは厳守します



4. 結果通知

生活状況や資産状況などの調査等を行った上で、原則として申請した日から14日以内に生活保護が受けられるかどうかの通知が文書で届きます。(調査に時間を要する場合は最長30日以内)

※申請が却下されるなど、結果に納得がいかない場合は、決定を知った日の翌日から起算して、3ヶ月以内に東京都知事に対して、審査請求をすることができます。



5. 受給開始

生活保護を受けられることが決定したら、支給が始まります。保護費は原則月単位で支給されます。

初回の生活保護費は、生活福祉課の窓口で現金支給します。申請した月については、申請日から月末までの日数を日割りで計算した額の支給になります。

※受給開始にあたり、福祉事務所の窓口で、今後、生活保護を受けるにあたっての注意事項などの説明があります。

※保護の決定日から数日要しますので、支給日については担当ケースワーカーに確認してください。



6. 開始後のフォロー

生活保護を利用されると、多摩市役所生活福祉課のケースワーカーがあなたの担当をします。ケースワーカーは、社会福祉主事または社会福祉士の資格を持ち、あなたの社会的自立、日常生活的自立、経済的自立のお手伝いをします。

困ったことがありましたら、お気軽にご相談ください。

また、定期的にご自宅を訪問しますので、ご協力をお願いします。

民生委員について

地域住民の生活相談を受けています。生活保護では、協力機関として位置づけられていますので、お困りの際は、民生委員にも是非ご相談ください。

※プライバシーは守られます

生活保護の種類

生活保護が決定されると、必要に応じて以下8つの扶助が受けられます

生活扶助

衣食や光熱水費など日常生活に関する費用



教育扶助

学用品や給食代など、義務教育に必要な費用



住宅扶助

家賃や地代など、住居に関する費用
(定められた範囲内)



医療扶助

診察、治療、薬剤、移送費など、医療に関する費用
(国民健康保険に準じた必要最低限の額)



介護扶助

介護保険で認められる範囲で、必要最低限の費用



出産扶助

出産に要する費用で、必要最低限の額
※入院助産制度の利用が優先します。



生業扶助

高等学校の費用や就職するために必要となる技能、資格習得にかかる必要最低限の費用



葬祭扶助

葬儀のための費用で、必要最低限の額
(定められた範囲内)



※その他、国民年金保険料、都・市民税、NHK放送受信料、上下水道費、有料指定袋廃棄物処理手数料などの減免を受けることができます。詳細は担当者にお尋ねください。

生活保護を受ける方の権利と義務

生活保護を受ける方の権利

生活保護を受ける方は、安心して暮らすために次のような権利が保障されています

●不利益変更の禁止（法第56条）

正当な理由がなく、すでに決定された保護を、不利益に変更されることはありません。

●公課禁止（法第57条）

支給された保護費は、公的な税金が課せられることはありません。

●差押え禁止（法第58条）

すでに支給された保護費や、保護を受ける権利は差し押さえられることはありません。

生活保護を受ける方の義務

1. 申告をすること

生活保護を受けている間は、金額や内容にかかわらず、収入があった場合には必ず申告をしてください。（法第61条）

給料（学生のアルバイト収入含む）、年金、手当、仕送り、保険金等が主な収入項目となります。それ以外のお金を受け取った場合にも必ず収入申告が必要です。また、資産の保有状況について、定期的に申告していただくことになります。

〈申告が必要なもの〉

世帯状況の変化、収入の変化など、生活状況に変化があった場合、必ず申告が必要です。

（例1）世帯状況の変化

- ・住所が変わる（転居などについては必ず事前にご相談ください）
- ・家族に変化があった（出生・死亡・事故・結婚など）
- ・就職や離職をした
- ・家賃、地代が変更された
- ・健康保険の資格を取得または喪失した・・・など



（例2）収入の変化

- 毎月の給料を受け取った、賞与があった
- 年金などの公的手当が入った
- 保険金や生命保険の入院給付金や解約返戻金があった
- 債務整理による過払い金があった
- 敷金の戻りなどがあった
- 相続、養育費、仕送りなどの収入があった…など

※記載されたものはあくまでも一例であり、生活保護を受けている間は、金額や内容にかかわらず、世帯状況の変化、収入の変化の際は、必ず申告をしてください。分からないことがあれば、お気軽にご相談ください。

2. 生活保護法に基づく指導・指示を守ること

福祉事務所から、生活保護の目的や自立した生活が送れるように必要と思われる指示や指導を受けた時は、これを守らなければなりません。（法第62条）

ただし、保護を受ける方の自由を尊重した必要最低限の指示や指導ですので不明点等がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。



3. そのほかの注意点

- 保護を受ける権利を、他者に譲り渡すことはできません。（法第59条）
- 家賃、公共料金、学校給食費などを滞納してはなりません。
- 借金をしてはなりません。借金は収入と認定されますので、結果として保護費が少なくなります。
（ただし、各種奨学金などの公的な貸し付けについては、ケースワーカーにご相談ください。）
- 金銭を貸すこともできません。（貸したお金が返ってきた場合であっても収入として認定されます。）



医療機関を受診するとき

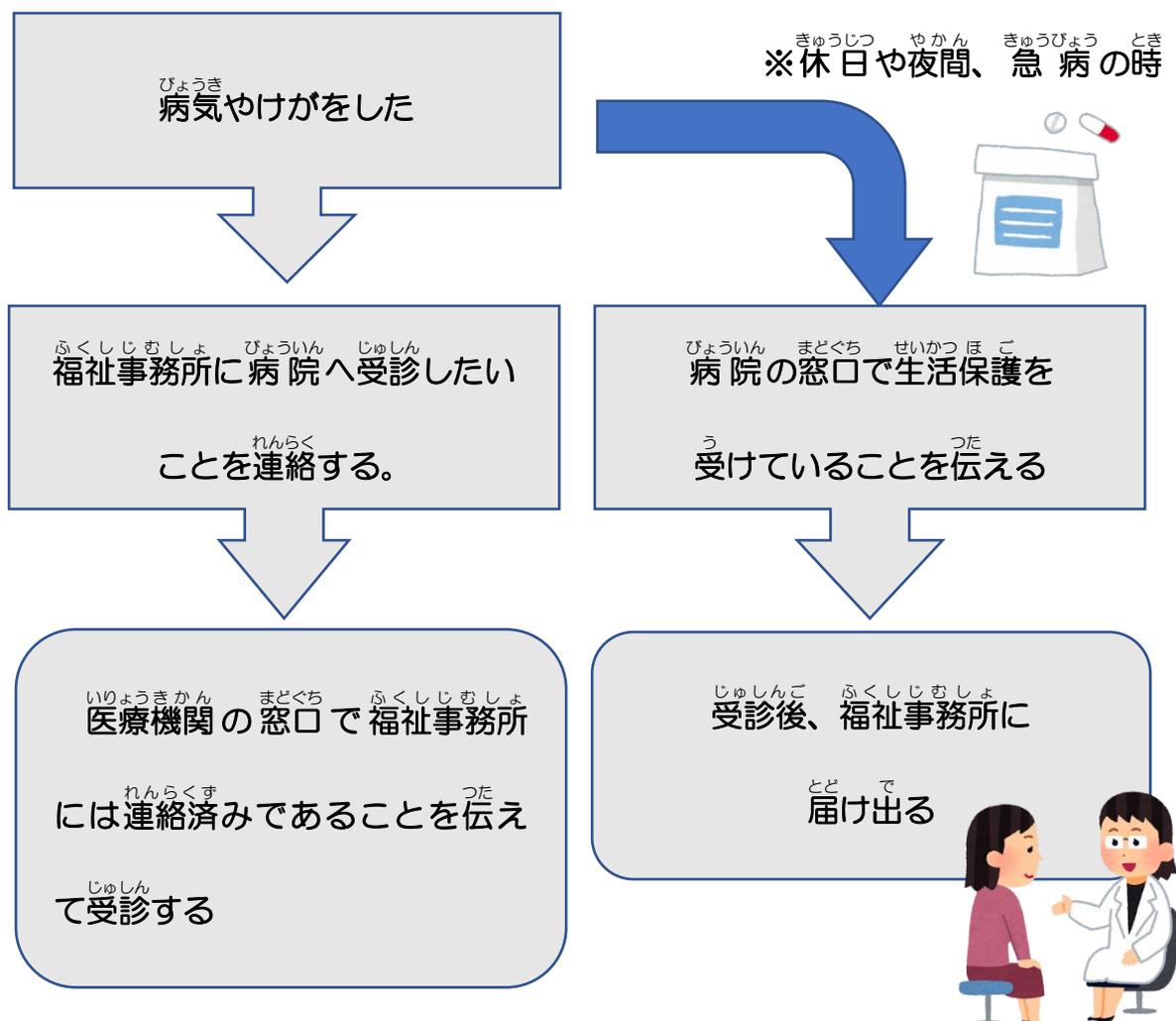
生活保護受給中は、国民健康保険、後期高齢者医療保険が使用できません。国民健康保険証や後期高齢者医療保険証は生活保護の申請時に回収し、医療の受診には「医療券」で対応します。

ただし、生活保護の開始決定前は、医療券の発行ができませんので、医療機関にかりたい場合は必ず福祉事務所にご連絡ください。連絡がないと場合によっては診療費の10割を請求されることがありますので、ご注意ください。

※受診先の医療機関は、生活保護法の指定を受けていることが必要です。

※医師によりジェネリック医薬品(後発医薬品)が使用されると判断された場合は、原則ジェネリック医薬品での治療をしていただくことになります。

病院にかかる時の流れ



ほごひ へんかん ちょうしゅう 保護費の返還と徴収について

つぎ ばあい ほごひ へんかん ちょうしゅう もと
次のような場合は、保護費の返還と徴収が求められることがあります。
わからないことがあれば、いつでも担当のケースワーカーにご相談ください。

ほごひ へんかん ちょうしゅう もと ○保護費の返還や徴収が求められるケース

● しりよく ほご ばあい ひよう へんかん ほうだい じょう
資力がありながら保護を受けた場合の費用の返還（法第63条）
きゅうはく じじょう しりよく ほご ばあい
急迫した事情などのため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、
その受けた保護金品に相当する金額を返還しなければなりません。

● ふせいじゅきゅう ひようちょうしゅう ほうだい じょう
不正受給の費用徴収（法第78条）

P.8～9に記載した収入・資産申告の届出を故意に怠ったり、偽りの
しんこく ばあい ふせい しゅだん ほご ばあい ほご
申告をした場合など不正な手段により保護を受けた場合には、保護のために
よう ひよう ぜんぶ いちぶ ばい がく ちょうしゅう
要した費用の全部または一部の1.4倍までの額が徴収されます。

● ばっそく ほうだい じょう
罰則（法第85条）

ふせいじゅきゅう たん ひようちょうしゅう ねんい か ちょうえきまた
不正受給については、単に費用徴収にとどまらず、3年以下の懲役又は
100万円以下の罰金、又は、刑法の規定にもとづき、処罰を受けることが
あります。

● ほか せたい しゅうにゅう じょうきょう にゅういん へんか ばあいなど
その他、世帯の収入や状況（入院したなど）に変化があった場合等に、
しきゅう ほごひ へんかん
支給した保護費を返還していただくことがあります。

ちょうさ ていじ ねが しょうい
調査にあたって提示をお願いする書類

※書類が全て揃っていないなくても申請をすることはできます。

しゅるい 種 類	しょうい めいしょう 書類の名称	ちえつく ✓
しさんかんけい 資産関係	せたいぜんいん よきんつうちょう 世帯全員の預金通帳 ※現在の残高がわかるように記帳してください	
	かにゆう せいめいほけんとう しょうしょ 加入している生命保険等の証書	
	じどうしゃ しゃけんしょう ひょうしきこうふしょうめいしょ 自動車やバイクの車検証または標識交付証明書	
	ほゆう または そうそく とち かおくとう かんけいしょうい 保有または相続できる土地・家屋等の関係書類	
	ほか しさん かん しょうい その他、資産に関する書類	
しゅうにゅうかんけい 収入関係	きゅうよめいさいしょ まえ かげつぶん 給与明細書（前3ヶ月分）	
	かくしゅねんきん しょうしょ しきゅうつうちしょ 各種年金の証書および支給通知書（はがき）	
	かくしゅてあて しきゅうつうちしょ 各種手当の支給通知書	
	ほか しゅうにゅう かん しょうい その他、収入に関する書類	
じゅうたくかんけい 住宅関係	じゅうたく けいやくしょ げんざい やちん きさい しょうい 住宅の契約書、現在の家賃が記載された書類 ※都営の場合は「使用料通知書」	
ほけんしょうとう 保険証等	けんこうほけんしょう 健康保険証	
	いりょうしょう こうれい じりつしえん おや にゅうようじ 医療証（高齢、自立支援、ひとり親、乳幼児など）	
	しょうがいしゃてちょう 障害者手帳	
	かいごほけんしょう 介護保険証	
ほか その他	まいなんばんカード (こじん つうちばんごう 個人・通知番号カード)	
	みとめいん 認印	
	まいつきひつよう けいひ りょうしゅうしょ 毎月必要となる経費の領収書 (いりょうひ かいごひょう しょうねつすいひ のぞ 医療費、介護費用などのもので、光熱水費は除く)	
	こうきょうりょうきんなど しはら しょうきょう かくにん しょうい 公共料金等の支払い状況が確認できる書類	
	せいかつれき 生活歴	
	ふようぎ むかんけいちょうさしょ 扶養義務関係調査書	

生活保護法（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障すると共に、その自立を助長することを目的とする。

（保護の補足性）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

（基準及び程度の原則）

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

（世帯単位原則）

第10条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

（指導及び指示）

第27条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

（生活上の義務）

第60条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

（届出の義務）

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(指示等に従う義務)

第62条 被保護者は、(中略)第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止または廃止をすることができる。

(費用返還義務)

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県または市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

(罰則)

第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

本日、お話を伺ったのは（ ）です。

令和 年 月 日

次回は、予約を取って来所してください。

次回の面接日： 月 日 時

あなたの担当地区ケースワーカーは

（ ）です。

ほうもんちょうさにちじ
訪問調査日時

月 日 時

メモ欄



いきいきTAMA

たましふくしじむしょ
多摩市福祉事務所

たましやくしょ せいかつふくしか
(多摩市役所 生活福祉課)

しよざいち
所在地

〒206-8666 たましせきど 多摩市関戸6-12-1

でんわ
電話

042-338-6869